

大学共通コンピュータ施設利用内規

第1章 通則

第1条 この内規は、学校法人玉川学園玉川KNet運用細則及び学校法人玉川学園玉川KNet利用要領に基づき、大学共通コンピュータ施設(以下「共通施設」という。)の正当な利用者がネットワークとコンピュータシステムにアクセスできるようにする一方で、不正なアクセスや不正利用から合理的かつ経済的に妥当な範囲で安全を確保するために定める。

第2条 大学共通コンピュータ施設は大学共通演習室および大学共通教育システムとする。

第3条 大学共通演習室(以下「演習室」という)は教育学部教育学修支援課(以下「本組織」という)が管理する大学共通利用を目的に設置されたコンピュータ教室とする。

第4条 大学共通教育システム(以下「共通システム」という)は本組織が管理する大学共通利用を目的に設置されたネットワークおよびコンピュータシステムとする。

第2章 共通施設利用

第5条 利用者は共通施設が本学の共用施設であることを充分に理解し、他の利用者に不利益が生じないように、留意して利用しなければならない。

第6条 共通施設を利用できるのは本学の学生、教職員ならびに本組織が認めた者とする。

第7条 共通施設の利用は、授業、自習ならびに研究の用途でコンピュータあるいは設備を使用する必要がある場合とする。

第8条 演習室利用の際は次の各号を厳守すること

- (1) 本組織職員、指導教員ならびに本組織の認めた管理者の指示に従うこと。
- (2) 本学の学生は必ず学生証を携帯し、要請があったときは提示すること。
- (3) 利用者の故意又は過失により、施設・設備を破損若しくは紛失した場合、現状に復するに必要な経費を弁償しなければならない。

第9条 演習室利用の際は次の各号を禁止する

- (1) 演習室内での飲食・喫煙、ならびに危険物、飲食物の持ち込み。
- (2) 演習室内での携帯電話・PHSなどの利用。
- (3) 演習室内の機器、書籍等の無断持ち出しならびに破壊。
- (4) 電源、照明、空調設備などの無断操作。
- (5) 他の利用者の妨げとみなされる行為。(騒ぐ・占有する・機材の私物化など)

第3章 コンピュータ利用

第10条 利用者が演習室のコンピュータとネットワークにアクセスするためのユーザIDを取得後は、システムの所在を問わずそのユーザIDを使用中のすべての行為に関して全責任を負う。

第11条 コンピュータ利用の際は次の各号を厳守すること

- (1) パスワードの重要性を理解し、漏えい・紛失・失念しないよう、パスワードを管理すること。
- (2) 演習室のコンピュータを他の人が不正にシステムを使用することのないよう、離席の際に必ずログオフすること。

第12条 コンピュータ利用の際は次の各号を禁止する

- (1) 正当に取得したユーザID以外のユーザIDの使用。
- (2) 他の人とユーザIDの共有。
- (3) 事前の同意なしに、自己所有以外のファイルあるいはデータへのアクセス。
- (4) コンピュータ資源の割り当て量のごまかし、変更。
- (5) システム資源を大量に消費することにより他のユーザを継続的に妨害する行為。
- (6) 設備またはサービスの商用利用。
- (7) システムの所在や時間の長短に関わらず、正当な権限なしで故意にコンピュータシステムを害したり、混乱させたり、正常な性能を変更したり、故障の原因となるような行為。

第4章 電子メール利用

第13条 共通施設を使用して電子メールを送信した場合、認証されたユーザIDから発信されたすべてのメールに対する責任そのユーザIDの所有者が負う。

第14条 電子メール利用の際は次の各号を禁止する。

- (1) 電子メールの偽造あるいはその試み。
- (2) 他のユーザの電子メールを読むこと、削除すること、コピーすること、変造することあるいはその試み。
- (3) いやがらせや、公序良俗に反する内容の電子メール、その他脅迫的な電子メールを他のユーザに対して送ることあるいはその試み。
- (4) 求められていないメール、利益を目的とするメッセージあるいはチェーンレターを送信することあるいはその試み。

第5章 ネットワーク保安

第15条 ネットワークの利用者の一人として、他のネットワー

クおよびそれらのネットワークに接続されたコンピュータシステムに許可されている以外のアクセスを行ってはならない。

第16条 ネットワーク利用の際は次の各号を禁止する。

- (1) リモートシステムへ権限外のアクセスを試みる目的でのシステムおよびネットワークの利用。
- (2) リモートシステムあるいはローカルシステムの制限を回避して他のシステムに接続する目的での利用。
- (3) システムおよびユーザのパスワードの解読。
- (4) システムファイルの複製の作成。
- (5) 第三者のソフトウェアなど、著作権の対象となっているものを、所有者の書面による許可あるいは正規のライセンスなしでの複製の作成。
- (6) 故意にネットワークシステムあるいはプログラムを破壊、あるいはその試み。
- (7) ネットワーク上におけるより高いレベルの特権の入手、あるいはその試み。
- (8) 故意に「コンピュータウイルス」あるいは他の

混乱の原因となる/有害なプログラムを本組織のネットワークあるいは外部のネットワークに導き入れること。

第6章 罰則

第17条 この内規に違反した場合、その行為の成功、失敗に関わらず懲戒することが出来る。

第18条 懲戒は、譴責、ユーザIDの停止とする。

第19条 違反行為を上位組織に報告し、上位組織の決定により、ユーザIDを抹消することが出来る。

附 則

この内規は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は平成27年4月1日から施行する。